

総合評価落札方式の本格導入（平成25年度6月期）について

1 概要

平成24年9月3日から、契約監理課ホームページに総合評価落札方式の平成25年度本格導入とその基本的な考え方（以下「基本的な考え方」といいます。）を掲載しておりますが、平成25年6月1日公表分から、この基本的な考え方に沿って、総合評価落札方式を本格導入することとします。

本格導入に当たっては、従来の総合評価落札方式における「Bタイプ」を廃止して、「I型」「II型」の2区分とするとともに、I型については、「工事情質の確保」という制度本来の趣旨を踏まえて、施工計画や企業の技術力を主体としたものとします。

2 I型（現行のAタイプ相当）

見直しの概要は、次のとおりです。基本的な考え方からの追加の事項には下線を付しています。

(1) 従来の総合評価落札方式における評価項目の一部が、平成25年6月から適用する入札参加資格者名簿に係る入札参加資格の審査（以下「入札参加資格審査」といいます。）における「主観的事項の数値の算定項目」に移行したことを受け、下記(6)の「災害時の活動体制」を除き、これらの移行分に係る評価項目を廃止することとします。

(2) 高松市発注同業種工事の工事成績評定点については、入札参加資格審査において過去4年間の高松市発注工事種類別工事成績をその請負金額で加重平均した値（1未満四捨五入）により主観的事項の数値を算定したこととの均衡を図るため、同様の方法（ただし、1未満の端数処理はしません。）で工事成績を評価することとします。なお、平成25年度の発注工事については、「過去4年間」とあるのは、「過去3年間」とします。

(3) 施工計画に係る評価項目において、次の見直しをします。

ア この評価項目は、原則採用することとします。ただし、当該案件において施工計画の内容について客観的に判断するための効果的な評価項目を設定することができない場合は、不採用とすることがあります。

イ 建築工事の区分における配点を次のとおり見直します。

評 価 項 目	配 点	
	従来	見直し後
施工上の課題への対応の的確性および構造物等の品質管理対策	20点	40点
安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	20点	10点
周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性	20点	10点

ウ 土木工事・水道施設工事および建築工事の区分に，設備工事の区分を加えることとします。この設備については，案件の工事内容により，土木工事または建築工事いずれかの配点を採用することとします。

(4) 配置予定技術者に係る評価項目は，全件に採用することとします。また，継続教育の取組状況については，入札参加資格審査において業種ごとに評価対象認定機関が定められたことに伴い，これに準じた取扱いをすることとします。

(5) 営業所の拠点性および市内企業の活用については，市内企業のみが入札参加資格を有する案件には適用しないこととします。また，市内企業の活用については，最大評価に係る活用割合を，従来の40%から50%に引き上げるなどの変更を加えます。

(6) 災害時の活動体制については，災害時に建設業者が果たす役割の重要性にかんがみ，当分の間，従来の総合評価落札方式と同様の評価項目として存置することとします。

3 II型（現行のCタイプ）

(1) 従来の総合評価落札方式におけるCタイプと同様の評価項目とします。

(2) 建築一式工事への適用を廃止することとします。

4 従来の総合評価落札方式との対照表など

(1) 従来の総合評価落札方式との対照表は別紙のとおりです。

(2) 評価の詳細や提出書類については，高松市総合評価落札方式実施要領および同要領の細則をご覧ください。

○総合評価落札方式の改正

AタイプとI型は、比較のため、項目通し番号を丸数字で表記

下線：現行制度からの大きな変更点，太下線：基本的な考え方からの変更点

評価の視点	評価項目		現行(配点)			改正後(配点)		備考				
			Aタイプ (施工計画型)	Bタイプ (企業評価型)	Cタイプ (地域密着型)	I型 (技術評価型)	II型 (地域密着型)					
施工計画	1	施工上の課題への対応の的確性	施工上の課題への対応について考慮すべき事項		① 20	-	-	① 20 (建築は40) (設備は※1)	Bタイプは廃止 ・当該案件において施工計画の内容について客観的に判断するための効果的な評価項目を設定することができない場合は、不採用 ・1・2の評価項目のうちから、各10点の評価細目を設定 ・建築は、1・2の項目に重きを置き評価する必要があることから、これら2項目については土木の2倍、3・4の項目は土木の2分の1 ・建築に係る3の項目は、網掛け以外から最大2細目(各細目5点)設定 ・設備に係る項目を新設			
	土木・水道施設	2	本体構造物等の品質管理対策	無筋コンクリートの品質管理対策 鉄筋コンクリートの品質管理対策								
		建築	2	構造物等の品質管理対策						構造体の品質管理対策：躯体工事の施工に当たり特に配慮する事項 仕上材の品質管理対策：仕上工事の施工に当たり特に配慮する事項		
	設備		2	機材(機器および材料)の品質管理対策および性能確認方法等						機材の品質管理対策：機材の選定・製作等に当たり特に配慮する事項		
		機材の性能の確認方法：機材の性能の確認に当たり特に配慮する事項										
		設備の総合性能の確認方法：設備の総合性能の確認に当たり特に配慮する事項										
	3	安全対策に関し配慮すべき事項への適切性	安全巡視		② 20	-	-	② 20 (建築は10) (設備は※1)				
			工事区域の立入防止施設									
			監視員・誘導員									
	4	周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性	騒音振動対策		③ 20	-	-	③ 20 (建築は10) (設備は※1)				
水質汚濁対策												
粉塵対策												
企業の施工能力	過去5年度間および今年度に完成した同業種工事の施工実績		④ 10	-	-	④ 10	-					
	過去2年度間(改正後は過去4年間)における高松市発注同業種工事の工事成績評定点の平均点(改正後は加重平均)		⑤ 40	30	25	⑤ 30(25)	25					
	ISO9001, ISO14001等の取得状況		⑥ 10	10	-	-	-					
	直近の高松市発注工事の工事成績評定点		⑦ 0(-10)	0(-10)	0(-10)	⑥ 0(-10)	0(-10)					
	安全管理		⑧ 0(-20)	0(-20)	0(-20)	⑦ 0(-20)	0(-20)					
配置予定技術者	配置予定技術者の資格		⑨ 5	-	-	⑧ 5	-					
	過去5年度間および今年度完成の同業種工事の主任(監理)技術者としての施工実績		⑩ 10	10 (入札参加者の選択制)	-	⑨ 10	-					
	過去5年間における継続教育(CPD)の取組状況		⑪ 10	10 (入札参加者の選択制)	-	⑩ 10	-					
企業の地域性・社会性(現行の名称)	営業所の拠点性	(1) 本社・本店・支店・営業所の有無	現行：市内企業対象案件(AB)は評価項目から除外		⑫ 35	20	25	-	25	改正後のI型にあつては、市内企業案件以外に採用 改正後のII型の項目名称は「地域精通度(工事場所からの近接の度合い)」		
		(2)	ア 常時雇用職員数	現行：指定案件に適用		⑬ 5 (入札参加者の選択制)	5 (入札参加者の選択制)	-	-		-	
			イ 自社ビル等保有状況			-	-	-	-			
	災害時の活動体制		⑭ 10	10	-	⑪ 10	-	災害時に建設業者が果たすべき役割の重要性にかんがみ、当分の間存置				
	労働災害防止への取組		⑮ 5	5	-	-	-	主観点項目へ移行されたことに伴い廃止				
	市内企業の活用		現行：指定案件に適用		⑯ 5	5	-	-	I型では、市内企業案件以外に採用			
	企業の労働福祉等	(1) 障がい者の雇用	(2) 次世代育成支援の取組		(3) 人権啓発の取組	⑰ 5 (入札参加者の選択制)	5 (入札参加者の選択制)	-	-	-	各項目を個々算定項目として主観点項目に移行されたことに伴い廃止	
(2) 次世代育成支援の取組												
(3) 人権啓発の取組												
合計(現行の括弧内は指定案件におけるもの)			200(210)	90(100)	50	135(70)	50	施工計画不採用：70点				
※1 設備に係る評価基準および評価点は、その工事内容によって、土木または建築のいずれかの評価基準および評価点を採用する。 ※2 平成25年度においては、3年間加重平均 備考 1 I型 予定価格1億円以上(施工計画の採用・不採用の区分有り)を基本とするが、その他の案件への適用を否定しない。 2 II型 土木一式：現行どおり適用，建築一式：適用廃止	市内企業案件(*)以外に係る追加の評価項目	営業所の拠点性	(1) 本社・本店・支店・営業所の有無	⑫ 35(20)	-	-	-	-	-	施工計画不採用：20点		
			(2)								ア 常時雇用職員数	⑬ 5 (入札参加者の選択制)
											イ 自社ビル等保有状況	⑭ 5
		市内企業の活用		⑮ 5	5	-	-	-	-	最大評価に係る活用割合：40% → 50%		
追加後合計				180(100)					施工計画不採用：100点			
「市内企業案件」=市内企業のみが入札参加資格を有する案件			加算点	10	10	5	10	5				